ついじまつ COMMUNICATION

18

ついじまつコミュニケーション：築地松情報誌2003.4月　発行ー築地松景観保全対策推進協議会

築地松の上には青く高い空。その空の下では農家の人たちがチューリップの手入れに余念がない。少し汗ばむようになった季節には、平野を吹き抜ける風が心地よい。出雲平野ではこの時期沢山のチューリップが色取り取りの花を咲かせ、爽やかな季節を演出している。

その色彩豊かな景色の中で築地松の深緑色とその存在の大きさが印象的である。

冬の間、容赦のない寒風にさらされながら、出雲平野に暮らす人々を守ってきた築地松の凛とした姿をみるとき、ここの景観の主役は築地松であることを知らされる。今を盛りと咲き誇るチューリップたちに「来年もまた会いましょう」と話しかけているかも知れない。

築地松保全のための助成制度が改正されました！

①住民協定制度が特定住民協定と一般住民協定の２つに分かれました。
②松くい虫対策の効果を上げるため、陰手刈り、防除、枯松の伐倒それぞれに助成金が交付されることになりました。

締結・申請

築地松景観の保全の方法などについて、住民の話し合いにより協定を結び、認定申請をします。

既に協定を結んでいる地区で、特定住民協定に変更することを希望し、その基準を満たしている地区は、変更認定を申請します。

認　定

協議会会長が認定（変更認定）をし、公表します。

助　成

助成希望者は、市町の窓口（協議会担当課）に助成金を申請し、協議会で内容を審査したうえ、助成金を交付します。

交　付

住民協定認定制度の改正

築地松景観保全対策推進協議会では、築地松の織り成す景観を守り、育てるために住民同士で締結された協定を、市町長の推薦を受けて、平成７年度から「築地松景観保全住民協定」として認定してきました。平成15年４月から、この住民協定制度の内容を主に次の点について改正しました。

① 「築地松景観保全住民協定」を「一般住民協定」と「特定住民協定」の種別に区分
② 助成限度額
③ 助成金の交付時期

住民協定の認定基準

それぞれ、次に掲げる内容を定めた住民協定を「築地松景観保全住民協定」として認定します。

一般住民協定（築地松景観保全一般住民協定）

① 協定区域面積が、まとまりのある土地であり、概ね５ha以上あること。
② 築地松のある建築物が５戸以上あること。
③ 原則として、土地の所有者及び借地権者の全員の合意によるものであること。
④ 築地松の適正な維持管理について定められていること。
⑤ 協定の有効期限が５年以上であること。

特定住民協定（築地松景観保全特定住民協定）

① 協定区域面積が、まとまりのある土地であり、10ha以上あること。
② 築地松のある建築物が５戸以上あること。
③ 協定区域が農業振興地域内であること。
④ 協定区域の宅地及び雑種地の合算面積の割合が、全面積に対して50％未満であること。
⑤ 屋外広告物が減少するよう努めること。特に、屋外広告物の新設は行わないこと。
⑥ 原則として、土地の所有者及び借地権者の全員の合意によるものであること。
⑦ 築地松の適正な維持管理について定められていること。
⑧ 築地松が松くい虫により枯れた場合の速やかな処分について定められていること。
⑨ 協定の有効期限が５年以上であること。

（※太字・下線部分が「一般住民協定」と「特定住民協定」と異なります。）

始めました！ 築地松景観保全団体助成金制度

当協議会では、平成15年４月から、民間等の団体による築地松景観保全対策に関する活動等を促進するため、新たに築地松景観保全団体助成金制度を実施します。内容は、以下のとおりです。

1　次の①から④の事業を実施する団体の活動に要する経費について助成します。
　① 築地松景観保全対策の調査及び研究
　② 築地松景観保全対策の実施
　③ 築地松景観保全対策の普及啓発
　④ その他築地松景観保全対策について必要な事業
※団体としては、NPO、大学等の研究機関、住民団体（築地松景観保全住民協定も含む）などが考えられます。
2　助成率：1／2
3　助成限度額（1団体当たり）：５～25万円

協議会からの緊急のお願い

今年も、松くい虫の被害発生が心配されます。

松くい虫は、「マツノザイセンチュウ」が病原で、カミキリの一種「マツノマダラカミキリ」が媒介します。当年発生の被害木を放置すると、その木が伝染源になることが考えられますので、早めに伐倒し、カミキリの幼虫を駆除、処分しましょう。

築地松を対象とした助成制度

「築地松景観保全住民協定」を結んでいる築地松所有者が、協定に基づいて行う築地松の維持管理に要する経費を助成します。助成対象となる経費の内容や助成額などは次のとおりです。

区　分	改正前	改正後	
築地松対象基準本数	1本でも可	2本以上	
住民協定種別	区分なし	一般住民協定	特定住民協定
助成対象経費	次の経費とする ①築地松の剪定 ②松くい虫による枯松伐倒及び新植・補植 ③松くい虫防除（②を除く）	同　左	同　左
助成年度	4年に1回	毎　年	毎　年
助成率	助成対象経費の1／2	助成対象経費の1／3以内	助成対象経費の1／2以内
助成限度額	100千円	50千円（4年間の合計額）	80千円（4年間の合計額）
費目別限度額（4年間の合計）	なし	個々に設定	
剪定		30千円（4年間の合計額）	45千円（4年間の合計額）
枯松伐倒及び新植・補植		30千円（4年間の合計額）	45千円（4年間の合計額）
松くい虫防除（枯松伐倒等を除く）		30千円（4年間の合計額）	45千円（4年間の合計額）

注1）助成金は、助成対象費目ごとに千円未満は切り捨てとします。
注2）「枯松伐倒」費への助成は、伐倒後必ず補植することを条件とします。
注3）助成金を申請する際には、維持管理に要した経費の内容が記載された領収書（写）及び状況写真が必要です。

あなたのお気に入りの「ついじまつ」景観スポットを教えてください

いつも身近に感じる築地松も、みる場所や季節によって様々な印象を与えます。
みなさんのお好きな、とっておきの築地松が見える景観スポットを教えてください。
今後本誌で紹介していきます。

ここがおすすめ！ついじまつ景観スポット

▲ 2)斐伊川土手から望む出雲平野（斐川町）

斐伊川に沿って約3キロ続く小高い土手から望む風景は、出雲平野を一望でき、築地松の美しい散居風景が楽しめます。

▼ 1)三本松公園（斐川町）

出西窯から出雲方面へ800m行ったところに三本松公園の入口（看板）があります。そこを左に入り、坂を上っていくと駐車場があるのでそこから徒歩で3分歩くとビューポイントがあります。左手には斐伊川が見え、右手には広大な出雲平野が望めます。

ビューポイント・プレゼント

先着100名にオリジナル絵ハガキ「築地松物語」をプレゼント!!

- **応募方法**
  ハガキに住所、氏名、とお気に入りのビューポイントが分かる略図などを書いて島根県景観自然課又は市町役場担当課あて（裏面下部参照）にお送りください。
- **締め切り**
  平成15年7月31日（当日消印有効）

TSUIJIMATSU TOPIC

ついじまつとぴっく

日御碕小学校　ついじ松を守る人たち　レポート

「今まで知らなかった“ついじ松”のことが良くわかったよ!」

大社町立日御碕小学校5年生・蒲生愛（がもうあい）さん、西佳菜子（にしかなこ）さんのレポートから

きっかけは児童に配布された“築地松下敷き”

日御碕小学校では、身近におこっている松枯れの被害に目をむけ、クロマツを日御碕の山に再生する目的で「G&C（グリーン・アンド・カルチャー）」という活動に、全校をあげて取組んでいます。また、『日御碕発！国際“緑と文化”国際活動実行委員会』の支援を受けながら、平成10年度から自分たちにできる植栽実験や植樹活動を行うとともに、インドネシア・中国（寧夏）の小学校や関係機関と交流を重ねています。

平成14年度のG&C活動の一環として、当時の4年生たちは11月頃から「環境を守る活動をしておられる人」を調べることになりました。その後、校内・地域・海外（交流国）に向けて発表することになっています。斐伊川クラブ・宍道湖自然館（ゴビウス）・アクア工房といった地域の自然を守る人たちの活動を、1クラス（12名）の児童がグループに分かれて取材。その時「ついじ松を守る人たちのことを調べたい。」と手を上げたのが、蒲生さんと西さんでした。2人は少し前に配布された“築地松下敷き”を見て、「ついじ松のことをもっと知りたい」と興味を抱いていたのでした。

「環境を守る仕事をしている人は、人にもやさしい」という手応え

さて、取材活動は総合的学習の時間に一斉で行われ、2人は築地松景観保全対策推進協議会に電話をかけることになりました。担当者に質問をするのは蒲生さん、西さんは側でメモを取る係です。「迷惑がられたらどうしよう…」蒲生さんは不安な気持ちを隠せません。西さんもドキドキしながらペンを握りしめていました。しかし、用意した質問に対して、協議会の担当者はとてもていねいに答えてくれました。ついじ松の歴史と現状、ついじ松を守る協議会の活動内容…etc.また、ついじ松を守るには「のう手ごり職人」さんの技術が必要だということも、2人はその時初めて知りました。協議会から紹介された職人のひとり、金本さんにも電話で話を聞くことができたのです。クラスの活動を見守り続けた担任の吾郷絵里先生は「子供たちが本気で取組んでいた」と当時の様子を話してくれました。「児童全体に言えることなのですが、直接会う・会わないを問わず、対応してくださった現場の人たちの熱意とやさしさが伝わったようです。環境は守らなければならないという大義よりも、たとえば宍道湖に葦（よし）を植える活動をしている人は、自分が好きな場所だから守りたいと、活動に力を入れてらっしゃいます。その姿勢に子供たちは心を動かされたようです。」

「ついじ松は出雲平野にしか見られない宝物。みんなで守ろう。」

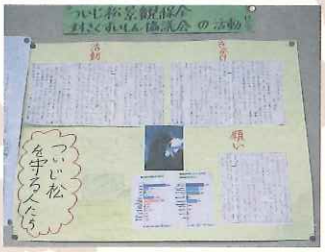

取材から約2カ月間。蒲生さんと西さんは、先生に見てもらいながら何度も書き直しを重ね、一生懸命レポートを書きました。400字詰め原稿用紙3枚に完成したレポートは、協議会をはじめ校内・地域・海外へと発信され、協議会から2人にねぎらいのお便りも届きました。蒲生さんは「係の人がやさしくて、ついじ松のことをわかりやすく説明してくれた。」、また西さんは「今までついじ松のことを知らなかったけど、いろいろなことがわかって良かった。」と感想を話してくれました。レポートを書くために関わった人たちとの関わりに、大きな手応えを感じたようです。また、一番の発見は「ついじ松は出雲平野にしか見られない島根県の宝物」だとわかったこと。自分たちもついじ松を守るために何かをしたいと感じたことです。

2人は春から5年生。「強い西風や北風から家を守るついじ松。日本の他の地方では、どんなものがあるのか調べてみたいです。」と抱負を話してくれました。

ついじ松を守る人たち

蒲生愛・西佳菜子

ついじ松は、出雲平野にしか見られない島根県の宝物です。昔から出雲平野に住む人々は、ついじ松を植えて強い風から家を守ってきました。家の北がわと西がわに、植わったついじ松のけしきは、とても美しく季節ごとにいろいろな表情をみせてくれます。

しかし、年々ついじ松は、へってきています。最近のちょうさでは、平成六年に、ついじ松が植わっている家が四千百十七けんあったのに、平成十一年には三千三百八十七けんにへりました。その原いんは、松食い虫によって松がかられたこと、ついじ松のせんていや松食い虫たいじにお金がかかること、ついじ松をせんていする「のう手ごりしょく人」さんがへったこと、ついじ松のない家を新ちくする家がふえていることなどがあげられます。

ついじ松は、世界中をさがしても出雲平野にしかありません。そこで地元の人たちを中心についじ松を守る活動が始まったのです。

ついじ松景観保全対さくすいしん協議会の人たちは、ついじ松を守るためにいろいろな活動をしておられます。

まず、住みん同志が協定を結んで、ついじ松のせんていや薬ざいさんぷにかかったお金の半分を助成することになっています。

それから、「ついじ松コミュニケーション」という本を作り、ついじ松を大切にしようとよびかけています。

また、ついじ松をせんていするには、とくべつなぎじゅつと長いけいけんがいります。そのぎじゅつやけいけんをもった「のう手ごりしょく人」といわれる人の数が、今、へってきています。そこで、そのぎじゅつを学ぶ研しゅう会をひらいて、少しでも、のう手ごりしょく人さんをふやそうと力しておられます。のう手ごりしょく人の金本たけ夫さんは、「ついじ松の高さは、最大で十メートルぐらいです。そんな高い所にたって、下から見ても、かっこよく見えるようにせんていするのは、長年のかんがいります。また、高い所で作業するのは、とてもきけんで、気をゆるめると、大けがにつながります。」と、その苦労を話してくださいました。それでも、何人ものわかい人たちが、のう手ごりのわざを受けつごうと、ど力しておられます。

このように、ついじ松景観保全対さくすいしん協議会の人たちは、ついじ松が一本でも多く残ってほしいと願っておられます。

わたしたちは、この勉強をするまでついじ松のことをあまり知らなくて、数がへってきているのも知らなかったけど、ちゃんと守っている人がおられるんだなぁと思いました。これからも、出雲地方の宝物のついじ松がどんどんふえていくといいなぁと思います。

また、のう手ごりしょく人さんたちにはけがに気をつけて、これからも元気で、ついじ松を守っていってほしいなぁと思います。

築地松景観保全対策推進協議会

島根県環境生活部景観自然課　〒690-8501 松江市殿町1番地　電話 0852-22-6143
島根県出雲総務事務所　〒693-8511 出雲市大津町1139　電話 0853-23-1515
出雲市都市整備部都市計画課　〒693-8530 出雲市今市町109-1　電話 0853-21-2211
ついじまつホームページアドレス　http://www.pref.shimane.jp/section/keikan_shizen/

平田市建設経済部農山村整備課　〒691-8601 平田市平田町951-1　電話 0853-63-5546
斐川町環境政策課　〒699-0592 斐川町大字荘原町2172　電話 0853-73-9256
大社町農林水産課　〒699-0792 大社町大字杵築南1395　電話 0853-53-3113

この情報誌は古紙配合率100%の再生紙と、環境保護のために大豆インク（SOY INK）を使用しています。